

岩手での被災者法律相談支援

大阪弁護士会 災害復興支援委員会委員長

弁護士 三 木 秀 夫

1、日弁連での災害復興支援の基本原則について

2、岩手弁護士会(会員81名)

3、岩手弁護士会の被災者法律相談

- (1) 電話相談
- (2) 常設相談 (宮古、釜石、大船渡)
- (3) 巡回相談 (4月1日～)

4、巡回相談の支援

- (1) 大阪、兵庫、札幌、函館、青森、秋田、山形等の弁護士会より派遣
- (2) 1日のチーム構成
 - 8名 (うち2名岩手、他6名を分担派遣)
 - 8名で避難所3～4ヶ所分散担当
 - 岩手会員の運転する車2台に分乗
- (3) 大阪の派遣状況
 - 4月11日(月)～毎日1名派遣

5、三木の現地支援

- (1) 4月16日(土) 午前11時～午後5時 陸前高田(高田第一中学校)
- (2) 4月17日(日) 午前11時～午後5時 山田町(山田高校)

6、担当した相談概要

(1) 70代女性

夫が行方不明。自宅全壊。夫の連帯保証債務(自宅抵当権)についての相談。認定死亡について。

(2) 60代男性

漁業(わかめ養殖)をしていたが、自宅・漁具一式全て流出。10数年前からサラ金から借入。うち1社から厳しい取立を受けている。かつて東京の弁護士の広告見て委任したが、費用だけ払わされて途中辞任。

(3) 30代男性

・両親が津波で行方不明。両親が注文主になって自宅新築中であつたが完成直前に全壊。請負代金支払済み。残代金と既払い代金の処理について。

・相続の関係(認定死亡、同時死亡)

・被災者生活再建支援金について

(4) 50代男性

自宅全壊し、母が行方不明。認定死亡と弔慰金について等。

(5) 60代男性

亡き息子の嫁が津波で死亡。孫（小学生）が残った。嫁の実家で保護。その孫のこれからについて（未成年後見等）。

(6) 80代男性

自宅が全壊。所有する賃貸アパートに入りたいが、賃借人に出ていってもらえるか。

(7) 50代女性

夫が漁師で手伝っていた。津波で自宅・漁具・トラックが全て流れた。トラックのローンの支払や、事業のやり直しにあたってのことについて。

(8) 70代男性

・自宅全壊。県民共済で火災保険に入っていたが、5%しか出ないことについて。

・生活再建支援金の内容と支給時期

・先日受け取った5万円の支給金の性格（日本財団のものと思われる）

(9) 30代男性

・自宅が全壊。権利証、実印を失った。権利証がなくなったことへの不安と再発行について。

・建物を保存登記していなかったことと生活再建支援金との関係。

・親族との土地使用関係について

7 その他、多くみられた相談内容

・各種給費金等の相談

・生活困窮への対応（緊急小口融資、生活保護等）

・住宅ローンその他の負債対応

・所有車両などの撤去義務

・使用不能の賃借家屋の賃料支払い義務

・一部破損した借家の大家からの立ち退き要求

・勤務先の休業への対応、解雇への対応

・震災による労災の適用問題（勤務中災害かどうか）

・リースの車や船が無くなったが、リース料の支払い義務

・車両保険、火災保険等の保険金請求の可否

8、感想

- ・ 大半の方が、複数の身内に、死亡または行方不明者がおられた。
- ・ 「夫が」「母が」と、死亡したことを淡々と語る。
(おそらくは1ヶ月の間、嘆き悲しみ抜いたのであらうと感じた。)
- ・ 自分だけが助かったことへの負い目を感じている感がある。
- ・ 四十九日合同法要が大きな区切りと思っている方が多くいた。
- ・ 法律相談というよりも、心の相談。
- ・ 全ての人は何らかの形で漁業に関連した生活を送っている。
- ・ 自宅のみならず、生計の糧自体が流されていて、喪失感が大きい。
- ・ 各種支援金等が、この地域特性にマッチしえていない。
- ・ 全ての身の回りのものが流出していて、相談時に資料が全くない。
- ・ その方が誰かを証明する物すらない。
- ・ 相談票を記載して頂く際に、住所欄でボールペンが止まる。
- ・ 多くの方が多重債務状態にある。
- ・ 東北人気質を感じた(まじめ、口が重い、責任感等)。
- ・ 岩手県が、日本で最も自殺率が高いことが気になる。
- ・ 司法過疎地域での司法的救済の困難さを実感。
- ・ 避難所には、行政情報が十分には入ってきていなかった。
- ・ 行政自体が機能停止状態
- ・ 罹災証明に関する相談が多くあった。
- ・ 罹災証明を中心とした実務処理にいくつかの問題点を感じた。
- ・ 被災証明について。
- ・ 死亡認定に関する混乱がある。
- ・ この方々に、今、これから、何ができるか、自問自答した。
- ・ 声なき声の代弁者になること。
- ・ 「道程(高村光太郎)」・・・この遠い道程の歩みの伴走者。

9、近畿からの支援体制

- (1)岩手派遣(毎日2名を派遣)
- (2)宮城県での一斉相談派遣(4月29日～5月1日)

10、大阪弁護士会のその他支援活動

- (1)電話相談、面談相談(いずれも無料)
- (2)府内出張相談
- (3)福島県応援団体登録(物産販売等での義捐金)

- (4)義捐金
- (5)意見書

11、相談を通しての意見

- 憲法 13 条の個人の尊厳、同法 25 条の生存権保障の理念からの救済が必要。
- 罹災証明は生活再建のために迅速に発行を（ガイドライン等を策定すべき）。
- 役場による応急危険度診断で建物が「危険」と判定されながら、別の窓口では公的支援の受給に必要な罹災証明を発行してもらえないケースが多く現場が混乱している（自治体内の“二重基準”）。改善が必要では。危険判定と罹災証明の発行基準の違いから来た混乱。住めないが支援金は出ない。認定基準はあっても、なるべく救済する方向での解釈と運用の工夫を。
- 災害救助法（23 条 2 項）で金銭支給ができるとされているにもかかわらず、実際には現物支給のみとなっていることを改善すべき。県外避難者などの避難所において現物支給を受ける機会のない者に対しては、食品、飲料水、被服、寝具等の生活必需品は現金支給すべき。
- 災害救助法（23 条 1 項 7 号）では「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」とあるが、現実にはなされていない（貸付すらも）。漁業を含む中小零細事業者に対する資金提供を積極的に運用実施すべき。
- 被災者生活再建支援金について、基礎部分を早急に交付すべき。
- 被災者生活再建支援金の対象を、住宅の「半壊」や「一部損壊」、「地盤崩壊によって居住困難となった場合」、「生業に直結する事業用建物」を加えるなどの要件緩和を行うべきである。さらに、漁船などの事業道具の再生も含めて構築すべきである。（法改正）
- 災害援護資金貸付金については、現在必要としている保証人を不要とすべき。
- 労災障害等級 1 級程度の重度障害に限定されている障害見舞金の障害程度を緩和して、3 級程度に広げるべきである。（法改正）
- 生活保護について、受領した義援金は、収入認定してはならないことを通知等で明確にすべきである。被災者生活再建支援法等に基づく給付金も同様。

■生活保護の認定において、知人宅のみならず、親族、兄弟姉妹、親子宅であっても、一時的な避難先として居住している場合には、形式的に同一世帯と見ることなく、適切な世帯認定を行うべき。

■被災者が全国各地の避難先で保護を要する事態となることが予想されることから、震災に起因する生活保護費は、その全額を国庫負担とするべき。

■被災者が生活再建するまでの期間は、貸金業者等において、その返済を猶予し、かつ、その間の利息や遅延損害金を発生させないよう、適切な措置をするべき。

■二重ローンの問題を解決するために、金融機関が、既存の住宅ローン債務を免除する方向で検討すべき。（被災者向けの債務の免除について、容易に無税償却できる措置を導入するなどの各種方策が必要）

■相続放棄の熟慮期間の自動延長をすべき。

3か月という短期間では承認・放棄の判断ができないので、期間伸長の申立てがなくても、少なくとも1年間は熟慮期間を延長する特例法を設けるべき。

■被災者が、弁護士による法的支援を円滑に利用できるように、法律扶助の利用をより容易かつ簡便なものとするべし。

■破産での自由財産の範囲の拡大。さらに、生活基盤である居住用不動産、生業に必要な自動車・船舶・農機具等は自由財産とすべき。

■個人再生手続きの利用要件としての債務額の上限額を5000万円から1億円に引き上げるべき。

■裁判所での書類等の簡易化。震災によって、あらゆる資料を喪失した被災者も少なくないため、裁判所においても、資料不足には弾力的な手続を行うべき。

■相談窓口の設置等及び相談窓口の周知の徹底。

■巡回裁判所での巡回調停、巡回ADRなどの活動。

などなど・・・